

司法試験

---

# 刑事訴訟法 一斉テスト

## 問題

---

巻末に、解答用紙を添付しています。必要に応じてご利用ください。

**LEC** 東京リーガルマインド



0 001212 231107

LL23110

## 第1問（短答式・肢別正誤判定）

以下の文章の正誤を判定せよ。判例があるものはそれに従うものとする。

（1点×50問）

- 1 親告罪については、有効な告訴の存在が起訴又は訴訟の条件となっているから、司法警察職員は、告訴がない間は捜査をすることができない。
- 2 被害者の法定代理人たる親権者が2人いるときは、その各自が被害者の法定代理人として、告訴をすることができる。
- 3 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯したと疑うに足りる相当な理由のある者を停止させて質問することはできるが、質問するため、付近の警察署に同行することを求めることはできない。
- 4 警察官が、相手方の運転車両の窓から手を差し入れ、エンジンキーを引き抜いて取り上げることは、職務質問を行うため相手方を停止させる行為として許される場合がある。
- 5 警察官が、相手方の承諾を得ることなく、携行中の所持品であるバッグの施錠されていないチャックを開披し内部を一べつすることは、職務質問に付随する行為として許される場合がある。
- 6 甲を採尿場所へ任意に同行することが事実上不可能であると認められる場合であっても、有形力を行使することは許されない。
- 7 刑事訴訟法上、捜査機関は、被害者、目撃者など被疑者以外の者に対して取調べを行うに際しても、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならない。
- 8 検察官は、被疑者が勾留された事件について、被疑者が身体を拘束された日から10日以内に公訴を提起しないときは、勾留の期間が延長された場合を除き、直ちに被疑者を釈放しなければならない。
- 9 私人でも、現行犯逮捕することができる。
- 10 緊急逮捕状の請求は、警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限り、これを行うことができる。

- 11 検察官は、適当と認めるときは、検察官自らの裁量により、勾留の執行を停止することができる。
- 12 勾留の理由を開示するには、勾留の基礎となっている犯罪事実と、勾留されている者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由を告げれば足りる。
- 13 勾留されている被告人が同時に余罪の被疑者として勾留されている場合、検察官は、その余罪である被疑事件の捜査のため必要があるときは、被告事件について防御権の不当な制限にわたらない限り、被告事件の弁護人と被告人との接見に関し、その日時、場所及び時間を指定することができる。
- 14 搜索差押許可状で差し押さえようとしているパソコンの中に、被疑事実に関する情報が記録されている蓋然性が認められる場合において、そのような情報が実際に記録されているかをその場で確認していたのでは記録された情報を損壊される危険があるときは、内容を確認することなしにパソコン自体を差し押さえることができる。
- 15 司法警察員は、搜索差押許可状により被疑者以外の者が一人で居住しているアパートの居室を搜索するときに、その者を立ち合わせることができなければ、アパートの管理人を立ち合わせて搜索することができる。
- 16 身体を拘束されていない被疑者の体内から尿を採取するために最寄りの病院に連行する場合、搜索差押許可状に加え勾引状が発付されていなければならない。
- 17 司法警察職員が搜索差押許可状に基づいて差し押さえることができる物は、裁判官の令状審査の時点で搜索場所に存在していた物に限られる。
- 18 逮捕現場付近で逮捕に伴う令状によらない搜索差押えをすると被疑者の抵抗による混乱等が生じるとの事情があるときは、被疑者を搜索の実施に適する最寄りの場所に連行した上、逮捕に伴う令状によらない搜索差押えをすることができる。
- 19 捜査機関から鑑定の嘱託を受けた者は、鑑定処分許可状に基づき、身体検査を拒否する者に対して、直接強制として身体検査を行うことができる。
- 20 捜査機関が人の身体から直接強制として尿を採取するには身体検査令状による必要がある。

- 21 捜査機関が、犯罪の証拠物として被疑者の体内に存在する尿を強制的に採取するには、捜索差押令状を必要とするが、人権の侵害にわたるおそれがある点では、検証の方法としての身体検査と共通の性質を有しているので、「裁判官は、身体検査に関し、適当と認める条件を附することができる」旨の規定が前記捜索差押令状に準用される。
- 22 捜査機関は、身体を拘束されていない被疑者を採尿場所に任意に同行することが事実上不可能であると認められる場合、採尿することを許可する捜索差押令状の効力として、採尿に適する最寄りの場所まで被疑者を連行することができ、その際、必要最小限度の有形力を行使することができる。
- 23 捜査機関は、強盗殺人事件に関し、被疑者が犯人である疑いを持つ合理的理由が存在する場合、検証許可状がなくても、犯人の特定のための重要な判断に必要な証拠資料を入手する手段として、これに必要な限度において、公道上を歩いている被疑者の容貌等を撮影することができる。
- 24 何人もみだりにその容貌・姿態を撮影されない自由を有しているから、公道を歩行中の人に対する警察官による容貌等の写真撮影は、撮影される本人の同意がなく、また裁判官の令状がない場合には、現に犯罪が行われ若しくは行われた後間がないと認められる場合であって、証拠保全の必要性及び緊急性があり、その撮影が一般的に許容される限度を超えない相当な方法をもって行われるとき以外は許されない。
- 25 身体を拘束を受けている被疑者は、既に身体を拘束という強制処分を受けている以上、ある程度の処分は別個の令状なくして許されるから、身体検査令状の発付を受けることなく、被疑者を全裸にしてその身体を写真撮影することができる。
- 26 捜査機関は、捜索差押許可状による捜索差押えの際に、捜索差押えに付随する処分として、捜索差押許可状を立会人に示している状況や、捜索の現場で差し押さえるべき物が発見された状況を写真撮影することができる。
- 27 犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる。
- 28 検察官は、立証の難易等諸般の事情を考慮し、一罪を構成する行為の一部を起訴することができる。

- 29 検察官は、告訴のあった事件について、公訴を提起したときは、その旨を告訴人に通知する必要はない。
- 30 検察官が公訴を提起したときは、検察官が遅滞なく起訴状の謄本を被告人に送達しなければならない。
- 31 公訴は、検察官の指定した被告人以外の者にその効力を及ぼさないから、共犯の一人に対してした公訴の提起による時効の停止は、他の共犯に対してその効力を及ぼさない。
- 32 公訴事実として、数個の訴因を予備的に記載することは許されない。
- 33 公訴の提起は、緊急やむを得ない場合には、起訴状の提出によらず、口頭によることもできる。
- 34 殺人罪の共同正犯において、実行行為者が誰であるかは、罪となるべき事実の特定に不可欠とはいえないものの、一般的に、被告人の防御にとって重要な事項であるから、検察官は、訴因に実行行為者を明示しなければならない。
- 35 「甲は、公務員乙と共謀の上、乙の職務上の行為に対する謝礼の趣旨で、丙から賄賂を受取した。」という収賄の訴因を、「甲は、丙と共謀の上、公務員乙の職務上の行為に対する謝礼の趣旨で、乙に対して賄賂を供与した。」という贈賄の訴因に変更することは、収取したとされる賄賂と供与したとされる賄賂とが同一であったとしても、公訴事実の同一性を欠き、許されない。
- 36 結果犯について、実行行為が終了した日と結果が発生した日が異なるとき、公訴時効は、実行行為の終了時から進行する。
- 37 一個の行為が数個の罪名に触れる観念的競合の場合における公訴時効期間の算定については、数個の罪名を各別に論じることなく、これを一体として観察し、その最も重い罪の刑につき定められた時効期間による。
- 38 被告人の精神状態に関する精神医学者の意見が鑑定等として証拠となっている場合には、その判断の前提となる生物学的、心理学的要素を裁判所が評価することが困難であるため、その意見のとおり認定しなければならない。

- 39 裁判所は、証人が被告人の面前においては圧迫を受け十分な供述をすることができないと認めるときは、弁護人が出頭している場合に限り、検察官及び弁護人の意見を聴き、その証人の供述中被告人を退廷させることができる。
- 40 被告人は、供述を拒む場合に、その理由を明らかにする必要はない。
- 41 証拠物の収集手続にその証拠能力を否定すべき重大な違法があるか否かを判断するに当たり、手続違反がなされた際の状況や適法になし得た行為からの逸脱の程度を考慮することはできるが、警察官の、令状主義に関する諸規定を潜脱しようとの意図の有無を考慮することはできない。
- 42 刑事訴訟法第321条第3項所定の書面の作成主体は「検察官、検察事務官又は司法警察職員」とされているところ、火災原因の調査、判定に関して特別の学識経験を有する者は、私人であっても同項の作成主体に準ずるものと解されるから、同人の作成した燃焼実験報告書についても、同項の書面に準ずるものとして、同項により証拠能力を認めることができる。
- 43 刑事訴訟法第321条第1項第1号の「裁判官の面前における供述を録取した書面」は、当該事件に関して作成されたものに限られるから、他の事件の公判廷における証人の供述を録取したものは含まれない。
- 44 裁判所が証人尋問の決定をした外国人について、証人尋問の実施前に退去強制が行われた場合、その者の検察官に対する供述調書を刑事訴訟法第321条第1項第2号前段に基づいて証拠とすることは、許容されないことがある。
- 45 国外にいるため公判準備又は公判期日において供述することができない者の供述を録取した検察官面前調書を、刑事訴訟法第321条第1項第2号前段の規定により証拠とすることは、それが作成され証拠請求されるに至った事情や、供述者が国外にいたことになった事由のいかんによっては、憲法第37条第2項の保障する証人審問権の趣旨に鑑み許されない場合がある。
- 46 任意にされたものでない疑いのある自白を、犯罪事実を認定するための証拠とすることは、刑事訴訟法第319条第1項の定める自白法則に違反するが、憲法第38条第2項の定める自白法則には違反しない。

- 47 刑事裁判の有罪認定に当たって必要とされる「合理的な疑いを差し挟む余地のない程度の立証」とは、反対事実が存在する疑いを全く残さない場合をいうものではなく、抽象的な可能性としては反対事実が存在するとの疑いをいれる余地があっても、健全な社会常識に照らして、その疑いに合理性がないと一般的に判断される場合には、有罪認定を可能とする趣旨である。
- 48 簡易裁判所がした刑事第一審の判決に対する控訴については、地方裁判所ではなく、高等裁判所が裁判権を有する。
- 49 控訴審において、裁判所は、公判期日に被告人が出頭しなければ開廷することができない。
- 50 有罪を認めるべき明らかな証拠を新たに発見したときは、無罪の言渡しをした確定判決に対しても再審の請求をすることができる。

## 第2問（記述式）

以下の問いに答えよ。判例があるものはそれに従うものとする。（2点×25問）

- 1 強制処分（197条1項但書）の意義を述べよ。
- 2 任意処分の限界を超えるか否かはいかなる基準で判断されるか、説明せよ。
- 3 任意同行が実質的逮捕と評価され、引き続いて正式な通常逮捕手続がとられた上で勾留請求がなされた場合、その勾留請求は認められるか。原則と例外に分けて説明せよ。
- 4 いわゆる再逮捕・再勾留が例外的に認められるのはいかなる場合か、説明せよ。
- 5 差押令状に「差し押さえる物」の特定・明示が必要とされる趣旨（憲35Ⅰ，法219Ⅰ）を、①裁判所の視点、②捜査機関の視点、③被処分者の視点からそれぞれ説明せよ。
- 6 令状による搜索・差押えの実施にあたり、宅配便の配達を装って扉を開けさせる行為は許容されるか、理由を付して答えよ。
- 7 搜索令状の執行に際して、偶然搜索場所に居合わせた第三者の所持する鞆等の携帯物の中身を搜索することは許されるか、説明せよ。
- 8 逮捕に伴う搜索・差押え（220）が無令状でも認められる根拠を説明せよ。
- 9 逮捕に伴う搜索・差押えを行っている際に、逮捕の原因となった被疑事実と関連のない、他の犯罪に関係があると認められる証拠物件が発見された場合、当該証拠物をそのまま差し押さえることはできるか。また、差押えができない場合、捜査機関としてはいかなる手段を採ることが考えられるか、説明せよ。
- 10 宅配便業者のもとにある荷物に、荷送人・荷受人の承諾なくエックス線を照射してその内容の射影を観察する行為の適法性について説明せよ。
- 11 被疑者・被告人の黙秘権について、憲法上の保障と刑事訴訟法上の保障の及ぶ範囲をそれぞれ説明せよ。



- 12 「ポリグラフ検査（うそ発見器を用いた検査）による被験者の生理的変化は供述にあたるため、黙秘権侵害の問題となり、被検査者の同意がなければ許されない」とする見解の根拠を説明せよ。
- 13 接見指定における「捜査のため必要があるとき（39Ⅲ）」の意義を述べよ。
- 14 訴因の機能について、説明せよ。
- 15 訴因変更の要否の判断基準について、説明せよ。
- 16 訴因変更の可否の判断にあたり、その要件である「公訴事実の同一性」（312Ⅰ）はいかなる場合に認められるか、説明せよ。
- 17 ①前科調書を犯人性の立証に用いることが原則として許されない理由を説明せよ。②また、犯行手口などの態様に顕著な特徴があるため前科調書を犯人性の立証に用いることが例外的に許容されるのはいかなる場合か、説明せよ。
- 18 「甲が（公衆の面前で）『Xは泥棒だ』と言っていた」という乙の証言を（ ）の犯人性立証のために用いる場合には伝聞証拠であるが、（ ）の犯人性立証のために用いる場合には非伝聞証拠となる。
- 19 供述録取書において伝聞例外が認められるためには原供述者の署名・押印が必要である理由を説明せよ。
- 20 不任意自白としていかなる自白が証拠能力を否定されるかの判断基準について、説明せよ。
- 21 補強証拠適格（ある証拠が補強証拠となり得る資格）について、説明せよ。
- 22 X Yが強盗の共同正犯として起訴され、被告人Xは否認したが、相被告人Yは「Xと一緒にやった」と供述した場合、Yの供述のみでX・Yをそれぞれ有罪とすることができるか、説明せよ（Yの供述自体の信用性は問題ないものとする）。
- 23 違法収集証拠の排除基準を説明せよ。

- 24 先行する捜査（例：実質的逮捕に基づく違法な取調べ）の違法性が、それ自体のみでは違法とはいえない後続する捜査（例：尿の任意提出）の違法性に影響する（違法性の承継が認められる）場合はいかなる場合か、説明せよ。
- 25 一事不再理効はいかなる事実にあぶのか（一事不再理効の客観的範囲）について、理由を付して説明せよ。

# 解答用紙

## 第1問

問題	解答	問題	解答
1		26	
2		27	
3		28	
4		29	
5		30	
6		31	
7		32	
8		33	
9		34	
10		35	
11		36	
12		37	
13		38	
14		39	
15		40	
16		41	
17		42	
18		43	
19		44	
20		45	
21		46	
22		47	
23		48	
24		49	
25		50	

第 2 問

1

---

---

---

---

---

---

---

---

2

---

---

---

---

---

---

---

---

3

---

---

---

---

---

---

---

---

4

---

---

---

---

---

---

---

---

5

---

---

---

---

---

---

---

---

6

---

---

---

---

---

---

---

---

7

---

---

---

---

---

---

---

---

8

---

---

---

---

---

---

---

---

9

---

---

---

---

---

---

---

---

10

---

---

---

---

---

---

---

---

11

---

---

---

---

---

---

---

---

12

---

---

---

---

---

---

---

---

13

---

---

---

---

---

---

---

---

14

---

---

---

---

---

---

---

---

15

---

---

---

---

---

---

---

---

16

---

---

---

---

---

---

---

---

17

---

---

---

---

---

---

---

---

18

---

---

---

---

---

---

---

---

19

---

---

---

---

---

---

---

---

20

---

---

---

---

---

---

---

---

21

---

---

---

---

---

---

---

---

22

---

---

---

---

---

---

---

---

23

---

---

---

---

---

---

---

---

24

---

---

---

---

---

---

---

---

25

---

---

---

---

---

---

---

---



**れっく LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2023 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

LL23110